

関西大学先端科学技術推進機構委託研究員内規

制定 平成14年3月7日

(趣 旨)

第1条 この内規は、関西大学先端科学技術推進機構規程第12条に規定する委託研究員の受入について必要な事項を定めるものとする。

(規程との関係)

第2条 関西大学先端科学技術推進機構規程（以下「規程」という。）に定めるもののほか、必要な事項についてはこの内規による。

(定 義)

第3条 この内規において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1)「委託研究員」とは、学外機関における理工系技術者、研究者その他これに準ずる者（以下「技術者等」という。）であって、関西大学先端科学技術推進機構（以下「機構」という。）において研究の指導を受ける者をいう。
- (2)「委託者」とは、個人の資格で研究指導を希望する者はその本人をいい、学外機関の長からの指揮命令を受けて研究指導を希望する者はその学外機関の長をいう。
- (3) 前号における個人の資格で研究指導を希望する者への研究指導は、週1回程度とする。

(受入の基準)

第4条 委託研究員として受け入れることができる者は、技術者等であって、大学を卒業した者又は機構長がこれと同等以上の学力があると認めた者とする。

(申 請)

第5条 委託者は、所定の委託研究員申込書及び委託研究員に係る履歴書を、機構長へ提出するものとする。

(研究期間)

第6条 研究期間は、原則1年以内とする。ただし、委託者が研究の継続を希望する場合は、願い出により研究期間を延長することができる。

(指導研究員)

第7条 機構長は、委託研究員に対して、その研究内容に応じて指導研究員を定めて、大学院で行う程度の研究指導を行うものとする。

(委託研究員費)

第8条 委託研究員費は、受託研究料及び実験実習が伴う場合の実験実習料とし、別に定める。

- 2 委託者は、委託研究員の受入又は研究期間の延長許可があったときは、前項に規定する委託研究員費を所定期間内に本学に納入しなければならない。
- 3 委託研究員費は、研究を遂行するうえで直接必要な研究経費及び一般管理費とする。
- 4 前項に規定する一般管理費は、原則として、委託研究員費の10%とする。
- 5 委託研究員費は、第3項に規定する研究経費に相当する額の範囲内で第7条に規定する指導研究員に支出されるものとする。

(施設等の利用)

第9条 委託研究員は、機構等の施設及び設備を利用することができる。

(研究の中止等)

第10条 委託研究者が研究を途中で中止する場合は、その旨を機構長へ届出るものとする。

2 研究を途中で中止する場合は、既納の委託研究員費は、返還しない。

(証明書の交付)

第11条 機構長は、委託研究員からの申し出により、研究事項に関する証明書を交付することができる。

附 則

1 この内規は、平成14年4月1日から施行する。

2 関西大学工業技術研究所委（受）託研究員内規（平成2年4月1日施行）は廃止する。

附 則

この内規（改正）は、平成14年7月17日から施行し、平成14年7月4日から適用する。

附 則

この内規（改正）は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この内規（改正）は、平成27年6月23日から施行する。